

1. 明日香村に関するこれまでの審議について

- 令和元年度が第4次明日香村整備計画の計画期間の最終年度にあたることから、平成30年5月に明日香村に関する諮問を行い、平成30年10月から令和元年6月まで明日香村小委員会及び歴史的風土部会によって審議。
- 令和元年7月に社会資本整備審議会長より国土交通大臣へ答申。
- 令和元年11月に第5次明日香村整備基本方針（案）について審議。
- 令和2年3月に第5次明日香村整備計画（案）について審議。

【諮問】明日香村における歴史的風土の保存および生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。（平成30年5月24日）

平成30年9月7日 都市計画・歴史的風土分科会及び歴史的風土部会において付託
平成30年10月～ 明日香村小委員会（計4回）及び歴史的風土部会における審議
令和元年7月22日 社会資本整備審議会長より国土交通大臣へ答申

明日香村整備基本方針について

令和元年11月14日 歴史的風土部会において明日香村整備基本方針について審議
令和元年7月22日 奈良県及び明日香村へ意見聴取・関係行政機関の長への協議
令和2年1月23日 国土交通大臣が明日香村整備基本方針を決定

明日香村整備計画について

令和2年2月21日 奈良県知事より国土交通大臣に協議
令和2年3月19日 歴史的風土部会において明日香村整備計画について審議
令和2年4月6日 奈良県知事が明日香村整備計画を決定

2. 第5次明日香村整備基本方針及び整備計画等について

【第5次基本方針のポイント】

- 歴史展示の取組の高度化
- 明日香村の自立性を高めていくための農業・観光業の確立
- 定住や二地域居住等の促進も踏まえた生活環境基盤の整備

【第5次整備計画の5本柱】

- (1) 国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進
- (2) 歴史的風土の維持・向上に向けた営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
- (3) 歴史的風土の維持・向上に向けた地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展
- (4) 国内外の来訪者が明日香らしさを体感できる観光交流の振興
- (5) 村民が定住できる生活環境基盤の整備

参考：「飛鳥・藤原」世界遺産登録に向けての動向について

「飛鳥・藤原」の世界遺産登録については、令和4年度の推薦書提出、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

現在、推薦書（素案）について、文化庁からの意見を踏まえて県・明日香村等が修正中。当初のスケジュール通り進捗していると聞いている。

報告「歴史的風土部会の審議等について」

参考資料

- 1 (諮問) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか (抜粋) (H30. 5. 24)
- 2 (答申) 明日香村における歴史的風土の保存及び社会環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか (概要) (R1. 7. 22)
- 3 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針 (概要) (R2. 1. 23)
- 4 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画 (概要抜粋) (R2. 4. 6)
- 5 世界遺産「飛鳥・藤原」登録申請のコンセプト
(世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会資料より)
- 6 世界遺産「飛鳥・藤原」登録申請に向けた今後のスケジュール
(世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会資料より)

諮 問 事 項

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。

諮 問 の 趣 旨

奈良県明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのばせる歴史的風土が村の全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきたところである。

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関しては、同法に基づき、これまで10年ごとに、国が明日香村整備基本方針を定め、また同方針に基づいて奈良県が明日香村整備計画を作成し、明日香村の将来像を見通し、その実現を着実に図るため、同計画に基づく所要の事業推進を図ってきたところである。

現行の第4次計画の計画期間は平成22～31年度であり、引き続きこの特色ある歴史的風土を国民的な歴史的文化的資産として保存し、住民生活との調和を図りつつ良好な状態で後世に引き継いでいくことは重要な課題であるため、明日香村を巡る社会情勢変化等を踏まえ、平成32年度以降の明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等のあり方について検討する必要がある。

(答申)「明日香村における歴史的風土の保存及び社会環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか」

参考資料 2

◆ 明日香村の歴史的風土

- 明日香村には、我が国の律令国家体制が形成された時代の宮跡・寺院跡・古墳等の遺跡に加え、自然的環境や農村環境、歴史的町並み、祭礼・行事等の多様な歴史的資産があり、その総体として歴史的風土が構成されている。
- この歴史的風土は、飛鳥時代のみならず、原始から現代に至るまで、時代的に重層的に育まれたものであり、住民の生活やなりわいの中で現在にまで継承されてきており、このような環境が一度に揃う地域は非常に希有な存在で価値のあるもの。

◆ 歴史的風土の保存の経緯

- 戦後の急激な都市発展に伴い、特色ある歴史的風土を保存する機運が高まり、古都保存法及び明日香法を制定。
- これに基づき、明日香村では歴史的風土の保存を図るため、村全域で許可制による行為規制を行うとともに、住民生活の安定と向上を図るため、明日香村整備基本方針・整備計画の作成、整備基金の設置等を措置。さらにH12に交付金を創設。
- これらの取組により、歴史的風土が良好な状態で保存され、生活を支える基幹的インフラの整備水準も向上。

◆ 現状の課題と対応状況

(1) 歴史的資産の保存・活用

- ・明日香村の歴史や歴史的風土の全体像についてのテーマ・ストーリー設定、個々の歴史的文化的遺産の解説が不十分。
- ・古代以外の多様な歴史的資産の価値付け・情報発信も不足し、潜在的価値を活かしきれていない状況。
- ・この状況に対して、村では「明日香まるごと博物館構想」に基づく村づくりを推進するとともに、世界遺産登録を目指している。

(2) 営農環境及び自然的環境の保全

- ・農業従事者の高齢化・担い手不足を背景に、耕作面積の減少、耕作放棄地の増加、古都法買入地の管理水準の低下等が進行し、歴史的風土の構成要素である農村環境の悪化が懸念。
- ・農業の生産形態は少量多品目・露地栽培中心のため、大規模な流通が困難であり、農産物加工品は安定供給が課題。
- ・オーナー制度はインストラクターの高齢化、会員数の減少が課題。

(3) 地域の祭礼行事や伝承芸能

- ・地域の祭礼行事等は担い手不足により存続の危機にあるものもあり。観光客の認知度も低く、村の魅力として伝わっていない状況。
- ・これを受け、村では歴史文化基本構想を策定し、歴史文化の保存の方向性を打ち出すとともに、「古代飛鳥文化祭」の開催、郷土学習プログラムの導入等により、祭礼行事等の魅力を村内外に発信。

(4) 観光・交流

- ・個別の観光スポットの全国的な認知度が低いこと、宿泊客の割合が低いこと、外国人観光客の増加が鈍いことが課題。
- ・観光に係る総合的な計画がなく、ニーズ調査が不十分であるため、多様な観光資源を国内外に効果的に発信できていないこと、宿泊施設の不足により滞在型観光の需要を取り込めていないことが一因。
- ・これを受け、村では民家ステイ等による宿泊施設確保や道の駅の整備等による観光客の受入れ環境整備に取り組んでいる。

(5) 生活環境基盤の整備

- ・生活環境基盤の整備は進捗する一方、人口減少・少子高齢化の進行が顕著であり、H29年度には過疎地域に指定。
- ・古都保存法に基づく規制により住居の取得・改修費用が割高なこと、村内で雇用の場を十分の確保できていないことが一因。
- ・これに対し、村では宅地整備や企業誘致により定住環境を整備。

◆ 今後の戦略的目標

悠久の歴史を踏まえ、新たな「令和」の時代における以下の4つの目標掲げる

- Society5.0の実現を通じた新たな価値の創出
- 歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上
- 農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化
- 農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備

◆ 分野別の取組の方向性

(1) 明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進

- ・明日香村の歴史的風土は多様な歴史的資産が重層性をもって形成されていることを改めて評価し、保存・活用施策を展開。
- ・ストーリー性があり、歴史的風土の価値をあらゆる世代がわかりやすく認識できる歴史展示を推進するとともに、周辺地域との連携により世界遺産登録を実現し、その価値を世界に訴求。
- ・高松塚古墳壁画等のキラーコンテンツとしての育成が必要。
- ・AR・VRやビッグデータ等を活用した歴史展示手法の導入を促進。

(2) 営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全

- ・歴史的風土の保存には、「現状凍結的な保存」に加え、農地や里山等としての利用を通じた「動的な保存」が必要。
- ・樹林地の管理は、民間との連携等を積極的に図るべき。
- ・戦略的な6次産業化や販路の拡大を通じた稼げる農業の推進、新規就農者の獲得や農地の流動化の推進による担い手確保が必要。
- ・ICTを活用したスマート農業の推進等による営農継続施策を展開。

(3) 地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展

- ・祭礼行事は、村民の誇りの醸成や観光振興に資するものであり、その価値を再評価した上で、具体的な保存活用計画を作成し、行事の活発化やそれを通じた担い手の確保・育成を推進。
- ・祭礼行事を活用した体験型観光の充実等の新たな施策の検討、近年の文化芸術振興に係る取組の継続・発展等にも取り組むべき。

(4) 明日香らしさが体感できる観光振興

- ・明日香村の歴史的資産は、国内外に訴求力のある観光資源であり、オーバーツーリズム等に留意しつつ、積極的に活用すべき。その際、宿泊型・滞在型観光、インバウンドに重点を置くことが必要。
- ・観光に係る総合的かつ戦略的な計画の検討、体制の強化を官民連携で推進した上で、戦略的なプロモーションを行うべき。
- ・宿泊施設数の拡大、体験型コンテンツの充実、新技術を活用した移動手段の充実等の受入環境整備を推進。

(5) 村民が定住できる生活環境基盤の整備

- ・歴史的風土の保存は、村民の生活があつてこそ成り立つものであり、定住促進に資する生活環境基盤の整備は極めて重要。広域連携の推進、ハード・ソフト両面からニーズへの対応に留意して進めるべき。
- ・農業・観光業の基幹産業化による雇用拡大・求職ニーズとのマッチングや、既存ストックの活用による住まいの確保の負担軽減を推進。

◆ 今後の取組を進めるための推進体制

- ・国、県、村が引き続き連携を図るとともに、古都飛鳥保存財団、明日香村地域振興公社、飛鳥観光協会のほか、民間事業者、大学等の民間団体の果たす役割を再整理した上で、行政も含めた連携を推進すべき。また、歴史的風土は住民生活の中で保存されてきたことを踏まえ、今後も住民の理解・協力・参加の下で取組を進めるべき。その際、地域づくりを担う人材の発掘と育成が必要。
- ・明日香村整備基金を今後も活用するとともに、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金による支援を引き続き実施すべき。
- ・今後の施策を着実に推進するため、村の現状や各種施策の実施状況に関するマネジメントの仕組みの導入が必要。

1 整備計画作成の意義

明日香村は、飛鳥時代の歴史的文化的遺産と自然的環境や農村環境、歴史的な町並み、祭礼・行事等が一体となって特色ある歴史的風土を形成している。人口減少や少子高齢化、地域産業の伸び悩みといった課題の中で、世界に誇るべき歴史的風土を次世代へ引き継いでいくため、令和2年度以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的計画を作成することが必要。

2 整備計画の期間

令和2年度～令和11年度
(10年間)

3 整備計画の基本的方向

(1) 整備計画作成にあたっての基本理念

以下の各点を基本理念として念頭に置くとともに、立ち遅れた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることを鑑み、明日香村の主体性を活かし、村の自立性を高めていくことが必要。

①歴史的風土の再評価と
国内外への訴求力向上

②農村環境の動的保存と
祭礼行事の活性化

③農業・観光業の振興による
雇用拡大等を通じた定住環境整備

④先端技術の活用を通じた
新たな価値の創出

国・県・村の連携とともに、民間事業者や関係団体との役割を再整理した上で、行政も含めた連携・協働を推進

(2) 整備等の方向

基本理念を具現化するため、以下の5つの観点から各種施策を位置づけ、推進を図る。

①明日香の歴史を体感
できる歴史展示の推進

②営農環境の基盤整備及び
自然的環境の保全

③地域の祭礼行事・
伝承芸能の継承・発展

④明日香らしさが
体感できる観光振興

⑤村民が定住できる
生活環境基盤の整備

(3) 諸計画との整合性等

既存の諸計画との整合性を保つよう配慮する。

(4) その他の留意事項

社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じた弾力的な運営を図る・基礎的データの収集・調査・アーカイブ化を進めるなど、計画事業の効果的な実施に配慮する。

明日香村整備基本方針 (R2.1改定)

1. 計画作成の意義
2. 計画の期間
3. 計画の基本的方向

(1) 基本理念

- ① 歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上
- ② 農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化
- ③ 農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備
- ④ 先端技術の活用を通じた新たな価値の創出

(2) 整備等の方向

- ① 明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進
- ② 営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
- ③ 地域の祭礼行事・伝承芸能の継承・発展
- ④ 明日香らしさが体感できる観光振興
- ⑤ 村民が定住できる生活環境基盤の整備
- ⑥ その他

- (3) 諸計画との整合性
- (4) その他の留意事項

第5次明日香村整備計画 (R2.4.6策定)

- I 計画作成の意義
- II 計画の性格等
- III 明日香村の概況
- IV 整備計画

1 整備計画の基本理念

2 整備計画の基本的方向

- (1) 国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進
- (2) 歴史的風土の維持・向上に向けた営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
 - ア 明日香にふさわしい景観の形成
 - イ 農業の活性化
 - ウ 樹林地の景観のマネジメント
- (3) 歴史的風土の維持・向上に向けた地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展
- (4) 国内外の来訪者が明日香らしさを体感できる観光交流の振興
- (5) 村民が定住できる生活環境基盤の整備

3 整備内容

- V 計画達成のための留意事項
- VI 計画達成のための推進体制

- ◆ 6世紀末から7世紀末にかけての約100年の間、おおむね明日香村の区域内において都が営まれた。
- ◆ この地で律令が初めて編纂されるなど、明日香村は我が国の古代国家体制が形成された地。
- ◆ 中国や朝鮮半島など東アジア文化の影響を受け飛鳥文化が開花した地域。
- ◆ 明日香の価値はまさにこの歴史そのもの。

以上の認識のもと

- 歴史愛好家だけでなく、明日香村を訪れた誰もが明日香の価値を体感し回想することができるよう、明日香における歴史展示の推進を図ることが必要。
- 多様な主体が相互に連携しながら新たな取組を積極的に導入・推進することで、我が国が世界に誇るべき歴史的風土を保存するのみならず、さらに大きく花開かせ、次世代へと引き継いでいくことが必要。
- 明日香村の歴史的風土が、長い歴史の中で重層的に育まれてきた多様な歴史文化資源からなり、これらが一度に揃う地域は非常に希有な存在であることを再評価し、個別の歴史文化資源を有機的に連携させることにより、国内外への訴求力を高め、明日香の特色を活かした保存・活用施策を展開することが必要。
- 農林業等を通じた農村環境の動的な保存や、明日香村の歴史的風土の重要な構成要素である農村環境や農林業と密接に関係する地域の祭礼行事の継承・活発化に向けた施策を展開することが必要。
- 明日香村の現状に対応した生活インフラの整備や住まいの確保に加え、農業・観光業の基幹産業化・成長産業化による雇用拡大や地域経済活性化に向けた施策を展開することが必要。

これら取り組みにより

村民が住むよろこびを感じ、また、村外の方々が住みたいくなるような村づくりを行い、明日香村の地域活力向上を図る。

➤ 基本理念及び社会情勢等の変化を踏まえ、次の（１）から（５）の基本的方向性を考慮し、整備を進める。

（１）国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進

（２）歴史的風土の維持・向上に向けた営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全

- ア 明日香にふさわしい景観の形成
- イ 農業の活性化
- ウ 樹林地の景観のマネジメント

（３）歴史的風土の維持・向上に向けた地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展

（４）国内外の来訪者が明日香らしさを体感できる観光交流の振興

（５）村民が定住できる生活環境基盤の整備

なお、基本的方向に基づく整備を
より一層効果的に進めるため

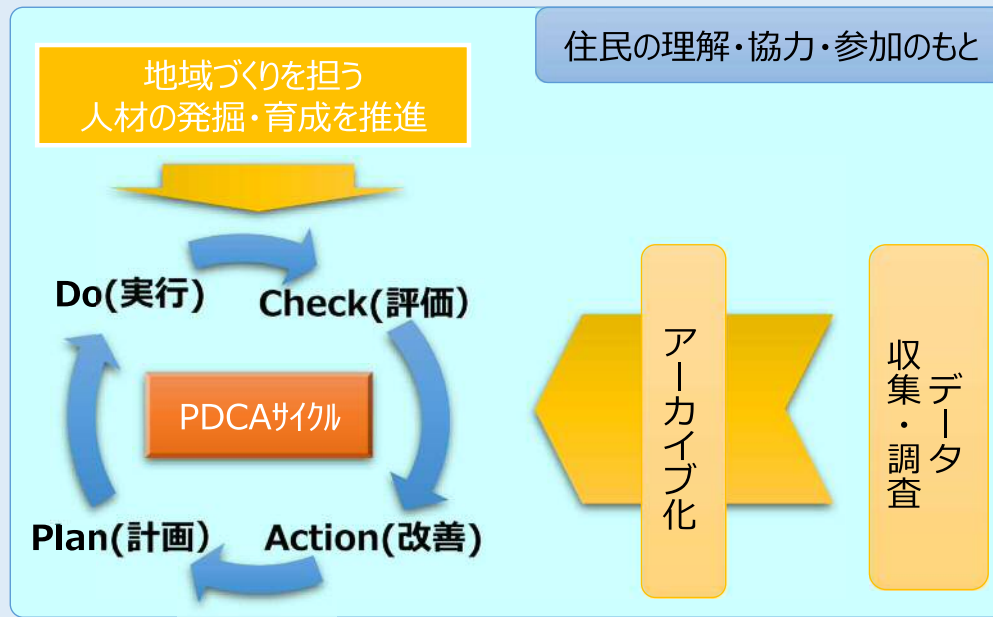
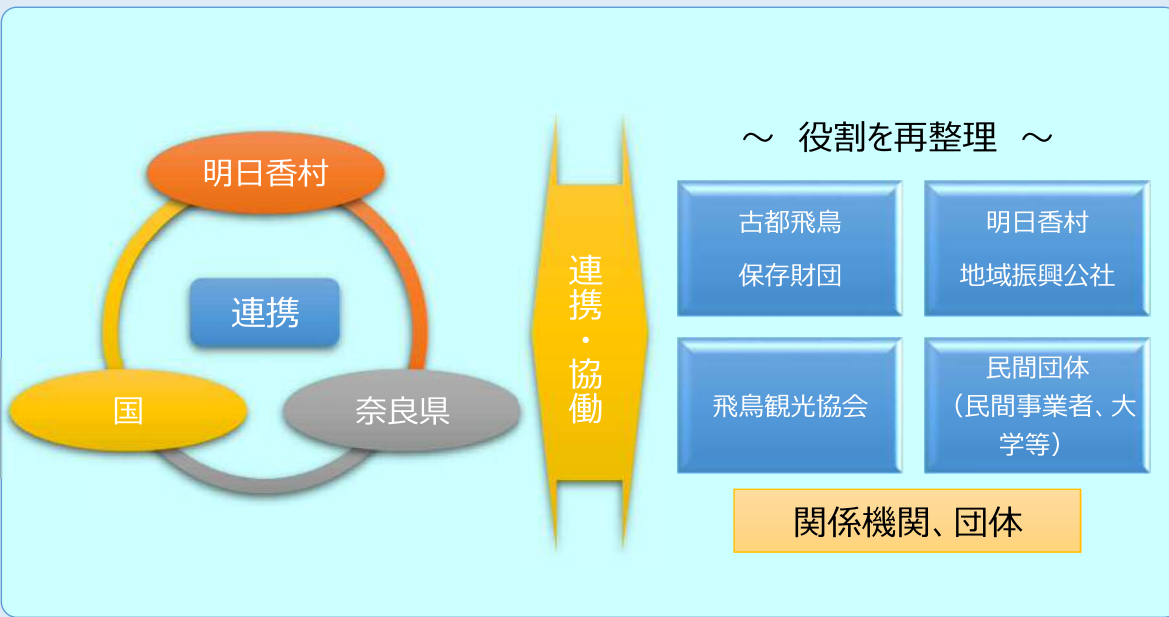
◆ 明日香の価値の理解を通じ、明日香村の歴史的風土を保全する意義を多くの方々に理解していただくことが最も重要。「明日香の顕著な普遍的価値を明らかにし、その価値をわかりやすくストーリー性をもって発信すること」を最重要課題とし、世界遺産登録の実現をはじめ世界遺産にふさわしい整備を進める。

計画達成のための留意事項

- 諸施設の整備 ⇒ 歴史的風土との調和や文化財の保存に充分配慮するとともに、他の地域との広域的な連携にも配慮。
- 計画の実施 ⇒ 今後の社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じて適切に対応するため、弾力的に運用。
- 目標の達成 ⇒ 国及び関係地方公共団体等の定める諸計画との整合性を保つように配慮。

計画達成のための推進体制

- 明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の安定向上という二つの課題を、調和を図りながら達成していくためには、有機的連携の下に総合的かつ効率的な行政施策の展開が必要。
- 国、県、明日香村が連携を図るとともに、民間団体の果たす役割を再整理した上で行政も含めた連携・協働を推進。
- 住民の理解・協力・参加の下で取組を進め、地域づくりを担う人材の発掘と育成を推進。
- 県と明日香村が連携し、村の現状や各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価。
- 基礎的データの収集・調査・アーカイブ化を進めることで、PDCAサイクルを構築。

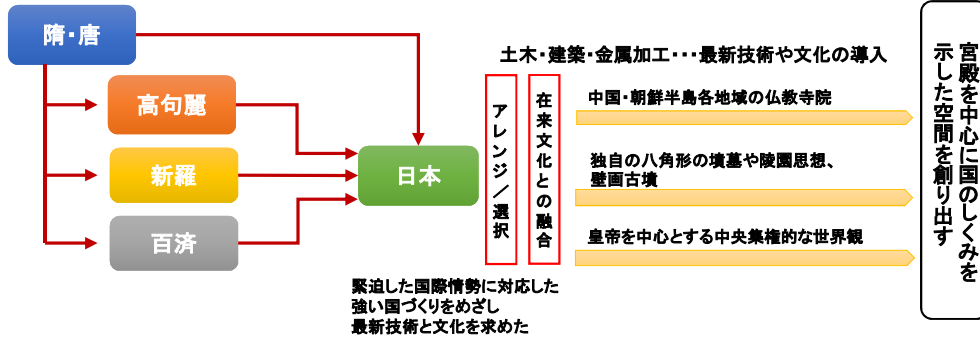


「飛鳥・藤原」を世界遺産に！

「飛鳥・藤原」の世界遺産としての価値とは？

登録基準 (ii) 6世紀末～8世紀初頭の東アジアにおける技術や文化の交流を示しています。

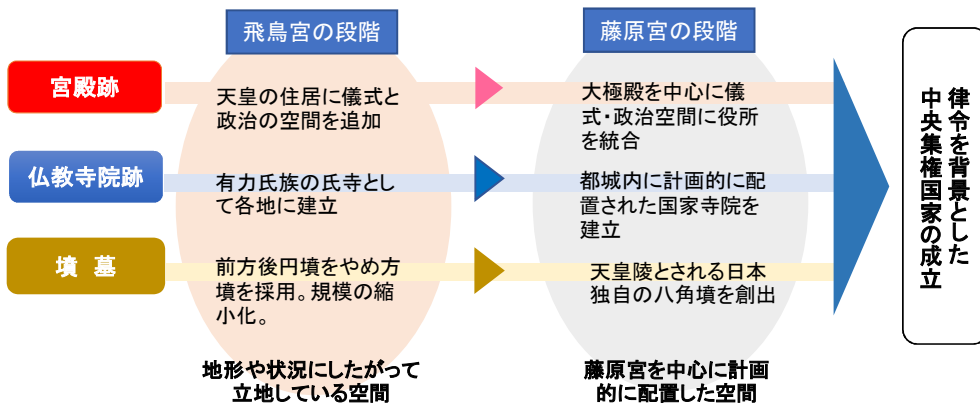
「飛鳥・藤原」の時代、長らく分裂状態にあった中国で、隋や唐という統一王朝が成立し、周辺諸国への影響を強めました。緊迫する国際情勢の下、日本は強い国づくりをめざして、中国・朝鮮半島との交流によって得た最新の技術や文化を自分たちでアレンジし取り込みました。国のしくみを目に見える形にした藤原宮を中心とする空間と、それを構成する数々の資産を生みだした技術と文化の交流を「飛鳥・藤原」は示しています。



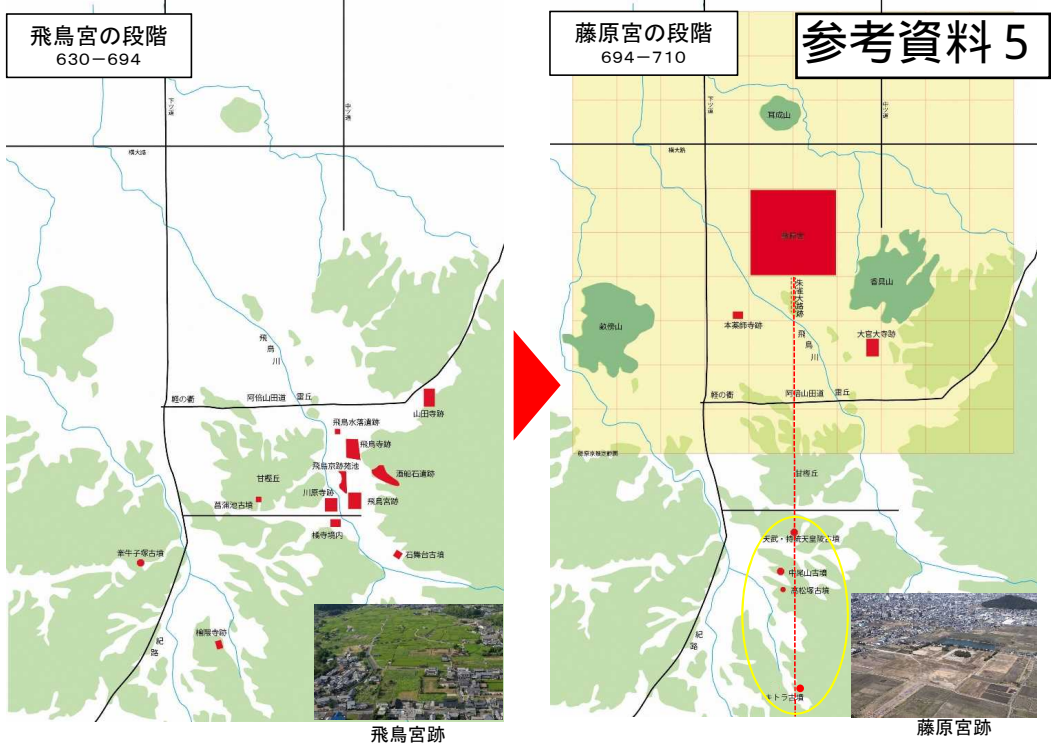
登録基準 (iii) 遺跡の変遷により国の成り立ちがわかる唯一の例です。

「飛鳥・藤原」以前の時代は、大きな古墳を造り、各地の有力者が権威を示した時代でした。そして「飛鳥・藤原」より後の奈良時代は、整然と区画された都のなかに役所や仏教寺院が建ち並ぶ時代になります。この両者の間には、政治体制や思想、技術など大きな変化があります。

「飛鳥・藤原」は、宮殿の構造、寺院の建物配置、墳墓の形、これらの位置など遺跡の変化が判明しています。これらの比較によって、中国を模範とした国づくりの過程を示すことができる唯一の例です。



【コンセプトの内容は令和3年11月時点のものです】



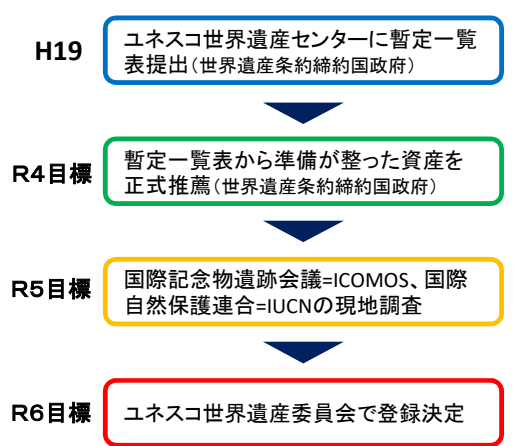
世界文化遺産の登録基準

ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

「世界遺産条約履行のための作業指針」より

世界遺産登録までの流れ



国内の暫定一覧表記載資産 2021.9時点

| 種別 | 記載年 | 資産名 |
|----|------|---------------------------------|
| 文化 | 1992 | 古都鎌倉の寺院・神社ほか |
| 文化 | 1992 | 彦根城 |
| 文化 | 2007 | 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群 |
| 文化 | 2010 | 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群 |
| 文化 | 2012 | 平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡—(拡張) |

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 今後のスケジュール

推薦書(素案)の作成準備

第1期

2007
(平成19)

「飛鳥・藤原」世界遺産 暫定一覧表 記載

推薦書(素案)
内容整理

推薦書
(素案)作成

登録推進にかかる各種作業
(2007~正式提出まで)

構成資産候補の選択

資産範囲の検討

景観条例等の整備

史跡・名勝追加指定

国際専門家聴取

公有化

「顕著な普遍的価値」
の検討

保存管理計画策定

2020. 3
(令和2)

推薦書(素案)の完成

推薦書(素案)の修正

第2期

2020. 4
(令和2)

文化審議会世界文化遺産部
会への諮問が見合わせ。文
化庁と協議、修正継続。

修正

2021. 3
(令和3)

推薦書(素案)再提出

2021. 4
(令和3)

文化審議会 素案へ意見

修正

● 提出までの課題解決

- ・「顕著な普遍的価値」の明確化
- ・構成資産の整理
- ・保存管理計画策定完了
- ・包括的保存管理計画策定完了

完了をもって正式提出

2022. 4
(令和4)

推薦書(素案) 正式提出

時点修正

推薦書提出へ

第3期

2022. 8
(令和4)

文化審議会
審議・推薦候補選定

推薦書・英訳作業

2022. 12
(令和4)

政府推薦決定(閣議了解)

2023. 1
(令和5)

正式推薦書 ユネスコへ提出

修正指示対応

世界遺産登録審議へ

第4期

2023. 8
(令和5)

イコモス 現地調査

2024. 5
(令和6)

イコモス 勧告

勧告対応

2024. 7
(令和6)

世界遺産委員会登録審議

※今後のスケジュールは最短のもの